

八代中学校部活動規定

令和6年（2024年）4月9日

I 部活動の活動時間に関する規定

1 下記の下校時刻に合わせて活動する。

《授業日》3月～10月 18:30 11月～2月 18:00 《他》17:00

※《授業日》とは、昼食を摂り午後まで授業を行う場合である。

※高校の部活動と合同で練習を行っている部活動については、練習時間にずれが生じ、活動に支障をきたす。このため、該当部活動については高校と同時間帯の練習とする。

条件 ①高校の部活動と合同で練習を行っている部活動であること。

②保護者の了解を得ること。

2 大会前であっても、下校時間の延長は行わない。早朝練習は原則として行わない。

3 定期考査前1週間は練習禁止とする。ただし、年度当初に確認する「4大大会」が試験終了後1週間程度以内にある場合、学校長の承認を得て、1時間程度の練習を行うことができる。その場合、「部練習許可願」を提出する。

4 活動は原則週5日とし、土日のうちどちらか1日と平日1日の休養日を設けるものとする。ただし、第一日曜日と第三日曜日は原則として休養日とし、休養日にできない場合は他の日曜日と振り替える。

5 平日の練習時間は2時間程度、土曜、日曜、祝日、長期休業日の練習時間は3時間程度とする。

6 新入生は部編成の翌日から1学期中間考査1週間前までは、週3回の活動を原則とし、学習習慣の確立をめざす。なお、2日連続で活動した場合は、必ず1日以上休養日を設ける。

II 部活動に関する諸規定

1 部の設置基準

(1) 八代中学校生徒自治会には、以下の部活動が所属を認められている。

体育部 軟式野球部、サッカー部、ソフトテニス部、バスケットボール部、
バドミントン部、女子バレーボール部、剣道部、陸上競技部

文化部 科学部、合唱部、吹奏楽部、美術部

(2) 本校部活動は、本校教育活動の一環としての活動であること。

(3) 部活動は、本校職員の顧問の指導下の活動であること。

(4) 部活動の活動場所は、原則として校内であること。

(5) 構成員が1名以上で、常時活動していること。

2 入部・退部・転部について

(1) 入学から1年間は、原則として部活動に入部する。

(2) 1学年の途中における退部は、他の部に転部することを条件に認める。ただし、健康上の理由などで退部する際はこの限りではない。

(3) 2・3学年においては、上記(1)(2)に該当しないものとする。

3 部活動の休部・廃部について

原則として、該当年度に活動が困難な状況（部員がいなくなった、部員が公式戦に参加できる最低人数を下回った等）が発生し、さらに翌年度の部編成で状況が改善されない場合は休部とする。その後、年度末までに当該部活動を再開する合理的な理由（条件を満たす人数がまとまらなかった等）が発生しなかった場合、中学校生徒自治会執行部・中学校部会・部顧問会・運営委員会で検討・協議の上、学校長の承認を持って廃部とする。

Ⅲ 大会参加規定

- 1 大会への参加は、学校の教育活動に支障がない場合に限り認められる。土曜授業日や考査前1週間にかかる場合、出場はできない。ただし、「4大大会」については、その限りではない。
- 2 中体連主催及び共催以外の参加大会数の上限は10回とする。
- 3 原則として、公式戦に参加できる最低参加人数を上回ってはいなければならない。
- 4 3が満たされず、他校との合同チームでの参加を希望する場合は、以下の条件が満たされた部活動のみ、学校長の許可を得て承認することとする。
 - (1) 双方の学校に当該の部活動が設置されており、顧問がいること
 - (2) 部員不足のために一校単独では十分な活動ができない、あるいは正規のチームが組めないこと
 - (3) 公式戦に参加できる最低参加人数の半分を上回っていること
 - (4) 学校、生徒、保護者ともに希望していること
 - (5) 教職員引率を原則とし、安全に移動できること
 - (6) 双方の学校による合同練習が大会前に複数回実施可能であること
- 5 各種大会に出場する際には大会等出場(公欠)許可願を提出する。ただし必要に応じて輸送計画願及び行事承認願も提出する。

Ⅳ 練習試合等について

練習試合は、生徒の発育発達からみて、月3回以内を目安とする。

Ⅴ 高校部活動への早期入部について

- 1 中学3年生は、別紙高校部活動参加規定に従って、高校部活動の練習に参加することができる。
- 2 高校部活動への参加を希望する生徒は、保護者の同意を得たうえで、高校部活動参加願いを提出する。
- 3 練習内容等については、高校部活動顧問の指示に従う。
- 4 部活動紹介等は行わず、一週間程度の見学の時間を設ける。

(令和5年7月10日 追加)

Ⅵ 部活動以外の活動について

部活動以外の活動で中体連が主催又は共催する大会に参加を希望する場合は、以下の(1)(2)の条件がともに満たされた場合のみ、学校長の許可を得て承認する。

- (1) 保護者、生徒ともに参加を希望していること
- (2) 教職員での引率ができ、安全に移動できること

なお、大会参加等における交通手段及び大会参加費と旅費支給に関して、県内大会においては支給せず、九州大会以上の大会においては高校の旅費に準ずる。